愛媛県公害防止条例(昭和44年10月11日条例第23号)
最終改正:令和元年７月９日条例第２号
改正内容:令和元年７月９日条例第２号
〇愛媛県公害防止条例
昭和44年10月11日条例第23号
改正
昭和46年３月16日条例第14号
昭和46年７月16日条例第21号
昭和47年10月13日条例第31号
昭和48年３月23日条例第４号
昭和48年３月23日条例第18号
昭和49年３月26日条例第７号
昭和49年７月19日条例第32号
昭和50年12月23日条例第34号
昭和51年３月23日条例第６号
昭和54年３月16日条例第５号
昭和56年３月20日条例第３号
昭和57年７月16日条例第20号
昭和60年12月27日条例第26号
平成元年７月５日条例第27号
平成３年７月16日条例第25号
平成４年３月21日条例第６号
平成６年７月15日条例第18号
平成12年３月24日条例第12号
平成12年12月22日条例第58号
平成15年３月18日条例第10号
平成16年３月26日条例第10号
平成16年10月15日条例第34号
平成16年12月24日条例第47号
平成24年３月27日条例第12号
平成31年３月22日条例第９号
令和元年７月９日条例第２号
愛媛県公害防止条例を次のように公布する。
愛媛県公害防止条例

目次
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　県の基本的施策（第７条―第13条）
第３章　規制
第１節　大気の汚染に関する規制
第１款　ばい煙に関する規制（第14条―第27条）
第２款　粉じんに関する規制（第28条―第33条）
第２節　水質の汚濁に関する規制（第34条―第45条）
第３節　指定工場に関する規制（第46条―第59条）
第４節　騒音に関する規制
第１款　特定工場等の騒音に関する規制（第60条―第68条）
第２款　特定作業の騒音に関する規制（第69条・第70条）
第５節　屋外燃焼行為等に関する規制（第71条―第73条）
第４章　削除
第５章　雑則（第85条―第87条）
第６章　罰則（第88条―第96条）
附則

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全し、及び自然環境を保護することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音

、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のため土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
２　この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。
（１）　燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
（２）　燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
（３）　物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふつ弗化水素、鉛、硫化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第１号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの
３　この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
４　この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
５　この条例において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
６　この条例において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共こう溝きょ渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第３号及び第４号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第６号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
７　この条例において「排水施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で規則で定めるものをいう。
（１）　カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

（２）　水素イオン濃度、ニツケル含有量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
８　この条例において「指定工場」とは、別表第３の（１）又は（２）の左欄に掲げる地域内で、ばい煙又は汚水等を排出するそれぞれ当該右欄に掲げる工場又は事業場をいう。
９　この条例において「騒音発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。
10　この条例において「特定作業」とは、建設作業、板金作業、製かん罐作業その他の作業のうち、著しい騒音を発生する作業で規則で定めるものをいう。
（事業者の責務）
第３条　事業者は、その事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県又は関係市町が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。
２　事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。
３　事業者は、その管理に係る公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するように努めなければならない。
４　事業者は、公害の発生のおそれのある施設等を新設、増設又は変更しようとするときは、あらかじめ県又は関係市町と公害の未然防止について協議し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
５　事業者は、この条例等に違反しない場合においても、その事業活動を行なうにあたつて、人の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう公害の防止に努めなければならない。
（県の責務）
第４条　県は、その自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。
（市町の責務）
第５条　市町は、県が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
（住民の責務）
第６条　住民は、県又は市町が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。
第２章　県の基本的施策
（望ましい環境の確保）
第７条　知事は、公害の防止に関する施策を有効適切に講ずることにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境が確保されるように努めなければならない。
（公害防止計画の策定）
第８条　知事は、必要に応じ、関係市町長の意見を聴き、当該地域の実情に応じた公害防止計画を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するように努めなければならない。

（公害防止に関する施設の整備等の推進）
第９条　知事は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講じなければならない。
（地域開発施策等における公害防止の配慮）
第10条　知事は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあたつては、公害の防止について配慮しなければならない。
（公害防止に関する施設の整備の援助）
第11条　知事は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備について、資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。
（公害調査の公表等）
第12条　知事は、公害の防止に必要な調査を実施し、その結果を公表するとともに、公害の防止に必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。
（自然環境の保護）
第13条　知事は、公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。
第３章　規制
第１節　大気の汚染に関する規制
第１款　ばい煙に関する規制
（排出基準）
第14条　排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、規則で定める。
２　前項の排出基準は、第２条第２項第１号のいおう酸化物（以下「いおう酸化物」という。）にあつては第１号、同項第２号のばいじん（以下「ばいじん」という。）にあつては第２号、同項第３号に規定する物質（この款において「有害物質」という。）にあつては第３号又は第４号に掲げる許容限度とする。
（１）　いおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、規則で定める地域の区分ごとに排出口の高さ（規則で定める方法により補正を加えたものをいう。以下同じ。）に応じて定める許容限度
（２）　ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度
（３）　有害物質（次号の特定有害物質を除く。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度
（４）　燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの（以下「特定有害物質」という。）に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質の量について、特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度
（特定区域の排出基準）
第15条　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第４条第１項の規定に基づき、別表第１のとおり排出基準を定める。
（ばい煙発生施設の設置の届出）
第16条　ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（２）　工場又は事業場の名称及び所在地
（３）　ばい煙発生施設の種類
（４）　ばい煙発生施設の構造
（５）　ばい煙発生施設の使用の方法
（６）　ばい煙の処理の方法
２　前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量（以下「ばい煙量」という。）又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。
（経過措置）
第17条　一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて、ばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第１項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
２　前条第２項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（ばい煙発生施設の構造等の変更の届出）
第18条　第16条第１項又は前条第１項の規定による届出をした者は、その届出に係る第16条第１項第４号から第６号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
２　第16条第２項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（計画変更命令）
第19条　知事は、第16条第１項又は前条第１項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙

発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準（第14条第１項の排出基準をいう。以下「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第１項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第16条第１項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
（実施の制限）
第20条　第16条第１項又は第18条第１項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。
２　知事は、第16条第１項又は第18条第１項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
（氏名の変更等の届出）
第21条　第16条第１項又は第17条第１項の規定による届出をした者は、その届出に係る第16条第１項第１号若しくは第２号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
（承継）
第22条　第16条第１項又は第17条第１項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
２　第16条第１項又は第17条第１項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
３　前２項の規定により第16条第１項又は第17条第１項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
（ばい煙の排出の制限）
第23条　ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。
２　前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から６月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、１年間）は、適用しない。ただし、その者に適用されている市町の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。
（改善命令等）
第24条　知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。
２　前条第２項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
（特定物質に関する事故時の措置）
第25条　物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場又は事業場に設置している者（以下「特定施設設置者」という。）は、特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。
２　知事は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康がそこなわれ、又はそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該特定施設設置者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（緊急時の措置）
第26条　知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則で定めるところにより、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
（ばい煙量等の測定）
第27条　ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
第２款　粉じんに関する規制
（粉じん発生施設の設置の届出）
第28条　粉じん発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（２）　工場又は事業場の名称及び所在地
（３）　粉じん発生施設の種類

（４）　粉じん発生施設の構造
（５）　粉じん発生施設の使用及び管理の方法
２　前項の規定による届出には、粉じん発生施設の配置図その他の規則で定める書類を添附しなければならない。
（経過措置）
第29条　一の施設が粉じん発生施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が粉じん発生施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第１項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
２　前条第２項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（粉じん発生施設の構造等の変更の届出）
第30条　第28条第１項又は前条第１項の規定による届出をした者は、その届出に係る第28条第１項第４号及び第５号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
（基準遵守義務）
第31条　粉じん発生施設を設置している者（以下「粉じん発生施設設置者」という。）は、当該粉じん発生施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。
（基準適合命令等）
第32条　知事は、粉じん発生施設設置者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。
（準用）
第33条　第21条及び第22条の規定は、第28条第１項又は第29条第１項の規定による届出をした者について準用する。
２　第23条第２項の規定は、前条の規定による命令について準用する。
第２節　水質の汚濁に関する規制
（排水基準）
第34条　排水基準は、排水施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。
２　前項の排水基準は、第２条第７項第１号に規定する物質（以下「有害物質」という。）による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同項第２号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
（特定区域の排水基準）
第35条　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第３条第３項の規定に基づき、別表第２の（１）のとおり排水基準（化学的酸素要求量に係るものを除く。）を定める。
２　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第２条第１項に規定する瀬戸内海以下「瀬戸内海」という。）及びこれに接続する海域以外の公共用水域並びにその他の公共用水域に排出される排出水に係る化学的酸素要求量についての排水基準（同法第12条の２の規定により水質汚濁防止法第２条第３項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）のみを設置する工場又は事業場から排出される排出水に係るものを除く。）を、水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づき、別表第２の（２）のとおり定める。
３　みなし指定地域特定施設のみを設置する工場又は事業場から瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域に排出される排出水に係る化学的酸素要求量についての排水基準を、水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づき、別表第２の（３）のとおり定める。
（排水施設の設置の届出）
第36条　工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、排水施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（２）　工場又は事業場の名称及び所在地
（３）　排水施設の種類
（４）　排水施設の構造
（５）　排水施設の使用の方法
（６）　排水施設から排出される汚水等の処理の方法
（７）　排出水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項
（経過措置）
第37条　一の施設が排水施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）であつて排出水を排出するものは、当該施設が排水施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
（排水施設の構造等の変更の届出）
第38条　第36条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第36条第４号から第７号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（計画変更命令）
第39条　知事は、第36条又は前条の規定による届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第34条第１項の排水基準をいう。以下「排水基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第36条の規定による届出に係る排水施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
（実施の制限）
第40条　第36条又は第38条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る排水施設を設置し、又はその届出に係る排水施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。
２　知事は、第36条又は第38条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
（排出水の排出の制限）
第41条　排出水を排出する者（以下「排出水排出者」という。）は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
２　前項の規定は、一の施設が排水施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が排水施設となつた日から６月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、１年間）は、適用しない。ただし、当該施設が排水施設となつた際現に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている市町の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。
（改善命令等）
第42条　知事は、排出水排出者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。
２　前条第２項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
（緊急時の措置）
第43条　知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる理由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則の定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域の排出水排出者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（排出水の汚染状態の測定等）
第44条　排出水排出者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
２　排出水排出者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。
３　排出水排出者は、有害物質を含む汚水等（これを処理したものを含む。）が地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない。
４　排出水排出者は、排出水の排出にあたつては、単に希釈することのみをもつて、公害の防止の措置を講じたものと解してはならない。
（準用）
第45条　第21条及び第22条の規定は、第36条又は第37条の規定による届出をした者について準用する。
第３節　指定工場に関する規制
（許容基準等）
第46条　指定工場に係るばい煙の許容基準は、別表第４に掲げるとおりとする。
２　指定工場に係る汚水等の化学的酸素要求量の許容限度は、別に定めるとおりとする。
（設置の許可）
第47条　指定工場（汚水等に係るものを除く。以下同じ。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
２　前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（２）　指定工場の名称及び所在地
（３）　業種及び主要生産品目
（４）　指定工場に設置される施設のうち、ばい煙を発生する施設の種類、構造及び使用の方法
（５）　ばい煙の処理の方法
（６）　排出ガス量及びばい煙の量
（７）　原材料及び燃料の種類及び使用量
（８）　その他規則で定める事項
３　前項の申請書には、規則で定めるところにより、指定工場から排出されるばい煙が人の健康及び生活環境に

及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。
（許可の基準等）
第48条　知事は、前条第２項の申請書を受理した場合において、その申請の内容が許容基準に、適合すると認めるときは許可の、適合しないと認めるときは不許可の処分をしなければならない。
２　知事は、前項の規定による許可の処分をするときは、公害を防止するために必要な限度において条件を付することができる。
３　第１項の規定による処分は、前条第２項の申請書を受理した日から90日以内にしなければならない。
（経過措置）
第49条　一の工場又は事業場が指定工場となつた際現にその工場又は事業場を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該工場又は事業場について、第47条第１項の規定による許可を受けたものとみなす。

２　前項の規定により、許可を受けたものとみなされる者は、工場又は事業場が指定工場となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、第47条第２項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
（施設の種類等の変更の許可）
第50条　第47条第１項の規定による許可を受けた者（前条第１項の規定により許可を受けたものとみなされた者を含む。）は、その指定工場に係る第47条第２項第４号から第７号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、排出ガス量の増加を伴わない施設の変更その他の規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
２　第47条第３項及び第48条の規定は、前項の許可について準用する。
（使用開始の届出）
第51条　第47条第１項の規定による許可を受けた者（第49条第１項の規定により許可を受けたものとみなされた者を除く。）又は前条第１項の規定による許可を受けた者は、その許可に係る指定工場に設置される施設のうち、ばい煙を発生する施設の使用を開始したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
（ばい煙の排出の制限）
第52条　第47条第１項の規定による許可を受けた者（第49条第１項の規定により許可を受けたものとみなされた者を含む。）及び第50条第１項の規定による許可を受けた者（以下「指定工場設置者」という。）は、指定工場から許容基準に適合しないばい煙を排出してはならない。
（改善命令等）
第53条　知事は、指定工場設置者が許容基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、又は第48条第２項（第50条第２項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて、ばい煙を発生する施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙を発生する施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又はばい煙の排出の一時停止を命ずることができる。
（改善措置等の届出）
第54条　前条の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置をとつたときは、その日から７日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
（許可の取消し）
第55条　知事は、指定工場設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第47条第１項又は第50条第１項の規定により受けた許可を取り消すことができる。
（１）　虚偽の申請により第47条第１項又は第50条第１項の規定による許可を受けたとき。
（２）　第53条の規定による一時停止の命令に従わないとき。
（氏名等の変更の届出）
第56条　指定工場設置者は、その許可に係る第47条第２項第１号から第３号まで若しくは第８号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第50条第１項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
（廃止の届出）
第57条　指定工場設置者は、その許可に係る指定工場に設置される施設のうち、ばい煙を発生する施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
（承継）
第58条　指定工場設置者からその許可に係る指定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定工場設置者の地位を承継する。
２　指定工場設置者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該指定工場設置者の地位を承継する。
３　前２項の規定により指定工場設置者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
（ばい煙量の測定等）
第59条　指定工場設置者は、規則で定めるところにより、当該指定工場に係るばい煙の量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
第４節　騒音に関する規制
第１款　特定工場等の騒音に関する規制
（規制基準）

第60条　規制基準は、騒音発生施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音について、規則で定める。
２　前項の規制基準は、昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとの特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度とする。
（規制基準の遵守義務）
第61条　騒音規制法（昭和43年法律第98号）第３条第１項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。
（騒音発生施設の設置の届出）
第62条　指定地域内において工場又は事業場（騒音発生施設が設置されていないものに限る。）に騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（２）　工場又は事業場の名称及び所在地
（３）　騒音発生施設の種類ごとの数
（４）　騒音の防止の方法
（５）　その他規則で定める事項
２　前項の規定による届出には、騒音発生施設の配置図その他の規則で定める書類を添附しなければならない。

（経過措置）
第63条　一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において工場若しくは事業場に騒音発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。この項において同じ。）又は一の施設が騒音発生施設となつた際現に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の騒音発生施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が騒音発生施設となつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第１項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
２　前条第２項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（騒音発生施設の数等の変更の届出）
第64条　第62条第１項又は前条第１項の規定による届出をした者は、その届出に係る第62条第１項第３号又は第４号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第３号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第４号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。
２　第62条第２項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（計画変更勧告）
第65条　知事は、第62条第１項又は前条第１項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
（改善勧告及び改善命令）
第66条　知事は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定の工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
２　知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
３　前２項の規定は、第63条第１項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する騒音発生施設となつた日から３年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が騒音発生施設となつた際その者に適用されている市町の条例の規定で第１項の規定に相当するものがあるとき、及び第64条第１項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。
（小規模の事業者に対する配慮）
第67条　知事は、小規模の事業者に対する第65条又は前条第１項若しくは第２項の規定の適用にあたつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。
（準用）
第68条　第21条及び第22条の規定は、第62条第１項又は第63条第１項の規定による届出をした者について準用する。
第２款　特定作業の騒音に関する規制
（特定作業の実施の届出）

第69条　指定地域内において特定作業を実施しようとする者は、当該特定作業の開始の日の７日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により建設工事に係る特定作業を緊急に行なう必要がある場合は、この限りでない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
（２）　作業の目的に係る施設又は工作物の種類
（３）　特定作業の場所及び実施の期間
（４）　騒音の防止の方法
（５）　その他規則で定める事項
２　前項ただし書の場合において、当該特定作業を実施する者は、すみやかに同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
３　前２項の規定による届出には、当該特定作業の場所の附近の見取図その他の規則で定める書類を添附しなければならない。
（改善勧告及び改善命令）
第70条　知事は、指定地域内において行なわれる特定作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定作業の場所の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該特定作業を実施する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定作業を行なつているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。
３　知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行なわれる特定作業について前２項の規定による勧告又は命令を行なうにあたつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。
第５節　屋外燃焼行為等に関する規制
（屋外燃焼行為の制限）
第71条　何人も、ゴム、いおう、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて著しいばい煙を発生するおそれのある物を屋外において多量に燃焼させることにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせてはならない。
（深夜騒音の防止）
第72条　深夜（午後11時から翌日の午前６時までの間をいう。）に営業を営む者は、当該営業に係る騒音によつて、その周辺の生活環境がそこなわれることがないように努めなければならない。
（拡声機の使用の制限）
第73条　何人も、学校、病院その他これらに類する施設の周辺の区域であつて規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。
２　何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合は、この限りでない。
３　何人も、前２項に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用する場合は、規則で定めるときを除き、拡声機の使用の時間及び場所並びに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。
第４章　削除
第74条から第84条まで　削除
第５章　雑則
（報告及び検査）
第85条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、ばい煙、粉じん、特定物質、汚水等、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下若しくは悪臭（以下「ばい煙等」という。）を排出し、若しくは発生する者に対し、ばい煙等を排出し、若しくは発生する施設若しくは作業の状況その他必要な事項に関して報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を排出し、若しくは発生する者の工場、事業場その他の場所に立ち入り、ばい煙等を排出し、若しくは発生する施設その他の物件を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（公害防止責任者）
第86条　工場又は事業場を設置している者で規則で定めるものは、公害の防止にあたらせるため、当該工場又は事業場ごとに、公害防止責任者を置かなければならない。
２　前項の規定により公害防止責任者を設置したときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
（市町が処理する事務）
第86条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、市町が処理することとする。
（１）　第62条第１項、第63条第１項及び第64条第１項、第68条において準用する第21条及び第22条第３項並びに第69条第１項及び第２項の規定に基づく届出の受理に関する事務

（２）　第65条、第66条第１項及び第70条第１項の規定に基づく勧告に関する事務
（３）　第66条第２項及び第70条第２項の規定に基づく命令に関する事務
（４）　第85条第１項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事務（騒音に関する規制に係るものに限る。）
（５）　第86条第２項の規定に基づく公害防止責任者の届出の受理に関する事務（騒音に関する規制に係るものに限る。）
（６）　前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの
２　前項に定めるもののほか、地方自治法第252条の17の２第１項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、同法第252条の22第１項の中核市が処理することとする。
（１）　第16条第１項、第17条第１項、第18条第１項、第21条及び第22条第３項（これらの規定を第33条第１項及び第45条において準用する場合を含む。）、第28条第１項、第29条第１項、第30条並びに第36条から第38条までの規定に基づく届出の受理に関する事務
（２）　第19条、第24条第１項、第25条第２項、第32条、第39条、第42条第１項及び第43条の規定に基づく命令に関する事務
（３）　第20条第２項及び第40条第２項の規定に基づく期間の短縮に関する事務
（４）　第85条第１項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事務（ばい煙、粉じん又は汚水等に関する規制に係るものに限る。）
（５）　第86条第２項の規定に基づく公害防止責任者の届出の受理に関する事務（ばい煙、粉じん又は汚水等に関する規制に係るものに限る。）
（６）　前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの
（規則への委任）
第87条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第６章　罰則
第88条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
（１）　第19条、第24条第１項、第39条、第42条第１項又は第53条の規定による命令に違反した者
（２）　第47条第１項の規定による許可を受けないで指定工場を設置した者
第89条　第66条第２項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。
第90条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
（１）　第23条第１項、第41条第１項又は第52条の規定に違反した者
（２）　第25条第２項、第26条、第32条又は第43条の規定による命令に違反した者
（３）　第50条第１項の規定による許可を受けないで第47条第２項第４号から第７号までに掲げる事項の変更をした者
２　過失により、前項第１号の罪を犯した者は、３月以下の禁こ錮又は20万円以下の罰金に処する。
第91条　第16条第１項、第18条第１項、第36条又は第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、３月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
第92条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
（１）　第17条第１項、第28条第１項、第29条第１項、第30条、第37条又は第49条第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第20条第１項又は第40条第１項の規定に違反した者
（３）　第27条、第44条第１項又は第59条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
（４）　大気の汚染又は水質の汚濁に係る第85条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第93条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。
（１）　第62条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第70条第２項の規定による命令に違反した者
第94条　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。
（１）　第63条第１項、第64条第１項若しくは第69条第１項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下若しくは悪臭に係る第85条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
（２）　第73条の規定に違反した者
第95条　第21条（第33条第１項、第45条及び第68条において準用する場合を含む。）、第22条第３項（第33条第１項、第45条及び第68条において準用する場合を含む。）、第56条又は第58条第３項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、２万円以下の罰金に処する。
第96条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前８条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
附則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２章及び第４章の規定は、公布の日から起算して６月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。
〔昭和45年２月規則第４号で、同45年４月１日から施行〕
附則（昭和46年３月16日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。
附則（昭和46年７月16日条例第21号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、第２条並びに第２章及び第４章の改正規定は、公布の日から施行する。
（愛媛県地方公害対策審議会条例の廃止）
２　愛媛県地方公害対策審議会条例（昭和43年愛媛県条例第28号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
（経過措置）
３　この条例の施行の際現に旧条例第４条の規定により委嘱又は任命されている委員は、第61条の規定による委嘱又は任命されたものとみなす。
４　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和47年10月13日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（昭和48年３月23日条例第４号）
この条例は、昭和48年６月24日から施行する。
附則（昭和48年３月23日条例第18号抄）
（施行期日）
１　この条例は、昭和48年４月１日から施行する。
附則（昭和49年３月26日条例第７号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から起算して６月を経過した日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
２　改正後の愛媛県公害防止条例（以下、「新条例」という。）第49条第１項の規定により許可を受けたものとみなされた者（以下「経過指定工場設置者」という。）が施行日から昭和52年３月31日までの間（以下「経過期間」という。）に新条例第50条第１項の規定による許可を申請した場合における同条第２項の規定により準用される同条例第48条の規定の適用については、同条第１項中「許容基準」とあるのは、「愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例（昭和49年愛媛県条例第７号）の施行の日における次条第１項の規定により指定工場となつた工場又は事業場に係る許容基準」と読み替えるものとする。
３　経過期間においては、経過指定工場設置者（経過期間に新条例第50条第１項の規定による許可を受けた者（以下「経過変更指定工場設置者」という。）を除く。以下同じ。）については、同条例第52条及び第53条の規定は、適用しない。
４　経過変更指定工場設置者（経過期間後に新条例第50条第１項の規定による許可を受けた者を除く。）に対する同項の規定による許可を受けた日以降における同条例第46条第１項の規定の適用及び経過指定工場設置者（経過期間後に同条例第50条第１項の規定による許可を受けた者を除く。）に対する昭和52年４月１日以降における同条例第46条第１項の規定の適用については、同項中「別表第４に掲げるとおり」とあるのは、「愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例（昭和49年愛媛県条例第７号）の施行の日における第49条第１項の規定により指定工場となつた工場又は事業場に係る別表第４に規定するところにより算出したいおう酸化物の量」と読み替えるものとする。か
５　施行日において、新条例別表第３の(１)に掲げる工場又は事業場であつて、この条例の公布の日の属する年度の前年度１年間における１が１気圧の状態に換算したものとする。）が同表の(１)の右欄に掲げる量に満たないもの又はいおう酸化物の量（温度が摂氏零度で圧力が１気圧の状態に換算したものとする。）が毎時５立方メートル未満のものを設置している者（附則第３項の規定を適用されない者及び経過期間後に同条例第50条第１項の規定による許可を受けた者を除く。）については、同条例第52条から第55条まで及び第59条の規定は、当分の間適用しない。
附則（昭和49年７月19日条例第32号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の愛媛県公害防止条例（以下「新条例」という。）別表第２の(２)備考５に規定する既設の工場又は事業場（同表備考８に規定する設置後の工場又は事業場その他の規則で定める工場又は事業場を含む。以下「既設の工場又は事業場」という。）については、同表に規定する既設の工場又は事業場に係る排水基準は、この条例施行の日から昭和50年12月31日まで（次の各号に掲げる工場又は事業場にあつては、昭和51年６月30日まで、以下「整備期間」という。）は、適用しない。
（１）　繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る工場又は事業場
（２）　セミケミカルパイプの製造を行う工場又は事業場
（３）　アクリロニトリルの製造を行う工場又は事業場
（４）　合成ゴム製造業に係る工場又は事業場
（５）　発酵工業製品製造業に係る工場又は事業場
（６）　化学繊維製造業（レーヨン製造業及びアセテート製造業に限る。）に係る工場又は事業場
（７）　し尿処理施設のみを設置する工場又は事業場
（８）　下水道終末処理施設を設置する工場又は事業場

３　既設の工場又は事業場が新条例別表第２の（１）に規定する伊予三島・川之江水域に排出水を排出する場合における当該既設の工場又は事業場に係る化学的酸素要求量についての排水基準は、整備期間においては、なお従前の例による。
４　既設の工場又は事業場が、新条例別表第２の（１）に規定する伊予三島・川之江水域に排出水を排出する場合において、当該既設の工場又は事業場に係る化学的酸素要求量についての改正前の愛媛県公害防止条例別表第２に規定する排水基準が、新条例別表第２の（２）に規定する排水基準より厳しいときは、整備期間後における当該既設の工場又は事業場に係る化学的酸素要求量についての排水基準は、なお従前の例による。
附則（昭和50年12月23日条例第34号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の（２）既設の工場又は事業場の部サービス業に係るものの項の改正規定は、昭和51年７月１日から施行する。
附則（昭和51年３月23日条例第６号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の愛媛県公害防止条例（以下「新条例」という。）別表第２の規定は、同表の（２）備考５に規定する既設の工場又は事業場（以下「既設の工場又は事業場」という。）については、この条例施行の日から昭和52年３月31日までは、適用しない。ただし、当該既設の工場又は事業場が、排水量を増加したときは、当該増加した日以降は、この限りでない。
３　前項の規定により新条例別表第２の規定の適用を受けない既設の工場又は事業場に係る排水基準は、当該適用を受けない期間については、なお従前の例による。
附則（昭和54年３月16日条例第５号）
この条例は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（昭和53年法律第68号）第１条の規定（同法附則第１条ただし書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。
附則（昭和56年３月20日条例第３号抄）
（施行期日）
１　この条例は、昭和56年４月１日から施行する。
附則（昭和57年７月16日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（昭和60年12月27日条例第26号）
この条例は、昭和61年１月12日から施行する。
附則（平成元年７月５日条例第27号）
この条例は、平成元年10月１日から施行する。
附則（平成３年７月16日条例第25号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　改正後の愛媛県公害防止条例別表第２の（３）の規定は、同表の（３）備考４に規定する既設の工場又は事業場については、この条例の施行の日から平成６年３月31日までは適用しない。
附則（平成４年３月21日条例第６号）
１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。
２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成６年７月15日条例第18号抄）
１　この条例は、平成６年８月１日から施行する。
附則（平成12年３月24日条例第12号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。
（愛媛県公害防止条例の一部改正に伴う経過措置）
３　第３条の規定による改正後の愛媛県公害防止条例第86条の２第２項の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第１項の中核市（以下「中核市」という。）が処理することとされている事務のうち、この条例の施行の際現に知事に対してなされている届出その他の行為に関する事務の処理については、第３条の規定による改正後の愛媛県公害防止条例第86条の２第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
12　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（平成12年12月22日条例第58号）
この条例は、平成13年１月６日から施行する。
附則（平成15年３月18日条例第10号）
この条例は、平成15年４月１日から施行する。
附則（平成16年３月26日条例第10号）
この条例は、平成16年４月１日から施行する。
附則（平成16年10月15日条例第34号）
この条例は、平成16年11月１日から施行する。
附則（平成16年12月24日条例第47号抄）
（施行期日）

１　この条例は、平成17年１月16日から施行する。（後略）
附則（平成24年３月27日条例第12号）
この条例は、平成24年７月１日から施行する。
附則（平成31年３月22日条例第９号）
改正
令和元年７月９日条例第２号
この条例は、令和元年７月１日から施行する。
附則（令和元年７月９日条例第２号）
この条例は、公布の日から施行する。